

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月8日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		有限会社西前 高松市今里町一丁目452番地			
大規模小売店舗の名称及び所在地		名称	所在地		
		ザグザグ丸今里店	高松市今里町一丁目493 外		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		小売業者		住所	
		氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
		株式会社ザグザグ	代表取締役 森 信	岡山県岡山市中区清水369番地2	
大規模小売店舗の新設をする日		平成31年7月1日			
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,117平方メートル			
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項		位置		収容台数	
		駐車場の位置及び収容台数		43台	
		建物北側及び西側〔資料-3 平面図兼配置図上に記載・駐車場〕			
		(別途、従業員用駐車場10台を確保する。)			
		位置		収容台数	
駐輪場の位置及び収容台数		建物北側〔資料-3 平面図兼配置図上に記載・駐輪場〕		16台	
		位置		面積	
荷さばき施設の位置及び面積		建物東側〔資料-3 平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設〕		63平方メートル	
		位置		容量	
廃棄物等の保管施設の位置及び容量		建物内南側〔資料-3 平面図兼配置図上に記載・廃棄物等保管施設〕		24.74立方メートル	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		開店時刻	閉店時刻	備考	
		午前9時	午後12時	-	

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	来客が駐車場を利用することができる時間帯	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">駐車場利用可能時間帯</th> </tr> <tr> <td colspan="2">午前8時30分から午前0時30分</td> </tr> </table>		駐車場利用可能時間帯		午前8時30分から午前0時30分	
	駐車場利用可能時間帯						
	午前8時30分から午前0時30分						
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	<table border="1"> <tr> <th>出入口の数</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>1箇所</td> <td>建物敷地西側〔資料-3 平面図兼配置図上に記載・出入口No.1〕</td> </tr> </table>	出入口の数	位置	1箇所	建物敷地西側〔資料-3 平面図兼配置図上に記載・出入口No.1〕		
出入口の数	位置						
1箇所	建物敷地西側〔資料-3 平面図兼配置図上に記載・出入口No.1〕						
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">荷さばき可能時間帯</th> </tr> <tr> <td colspan="2">午前6時から午後10時</td> </tr> </table>		荷さばき可能時間帯		午前6時から午後10時		
荷さばき可能時間帯							
午前6時から午後10時							

2. 届出年月日

平成30年10月31日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年11月8日から平成31年3月8日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成31年3月8日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ